

京都市告示第 5 7 3号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「法」という。）第 5 1 条の 2 0 第 1 項の規定により，次のとおり法第 5 1 条の 1 7 第 1 項第 1 号に規定する指定特定相談支援事業者を指定しました。

令和 2 年 2 月 1 0 日

京都市長 門川 大作

1 申請者

特定非営利活動法人京都 4 4（理事長 江本 謙次）

2 申請者の主たる事務所の所在地

京都府京都市伏見区羽束師志水町 1 6 5 - 1 9 0

3 事業所の名称

相談支援事業所 楽プラス

4 事業所の所在地

京都府京都市伏見区羽束師志水町 1 6 5 - 1 9 0

5 指定する事業の種類

計画相談支援

6 指定年月日

令和 2 年 2 月 1 日

7 事業所番号

2 6 3 0 9 8 2 3 7 5

(保健福祉局障害保健福祉推進室)